

倉吉市農山村地域の魅力ある滞在施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市農山村地域の魅力ある滞在施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、農山村生活体験及び地域の人々との交流を楽しむ滞在を提供するための民泊等施設を整備する事業を補助することにより、観光客の誘客及び農山村地域の交流人口の増加による地域活性化に資することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民泊等施設 住宅の一部又は遊休施設を活用して宿泊の用に供する施設であって、もっぱら観光客等のために宿泊を提供する施設のうち次のいずれかに該当する施設
 - ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する簡易宿所営業の許可を受けて営業している、又は新規に許可を受け営業する見込みの施設
 - イ 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条の規定による届出のあった施設のうち、家主居住型で農山村地域における自然・伝統等の観光素材と組み合わせた体験を提供できる施設
 - ウ 宿泊を伴う体験学習の提供について旅館業法の適用除外となることが関係官庁により認められた施設又は認められる見込みの施設
- (2) 滞在エリア 複数の民泊等施設が存在し、かつ、地域の幅広い観光資源を活用して、観光客が滞在、周遊できる魅力ある観光地域づくりに関係者が連携して一体的に取り組むことができる地区であって、中学校区を基礎としてこれに近接する地区を含む。
- (3) 宿泊事業者 農家の自宅等を活用して家主居住型で農山村地域における自然・伝統等の観光素材と組み合わせた体験を提供する民泊等施設を新規に開業する者及び既に開業している者
- (4) 民泊推進協議会 倉吉市内で教育旅行等の民泊受入れに取り組む2者以上（個人を含む。）で構成される連携事業者

(補助金の交付)

第4条 市は、第2条の目的の達成に資するため、倉吉市に在住する別表の第2欄に掲げる者（第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う者をいう。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、2分の1を乗じて得た額に相当する額（同表の第4欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。
- 3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者へ事業に係る工事等の発注に努めなければならない。
- 4 補助対象経費について、国・県等から補助金等を受けている又は受ける予定となっているものに

については、補助金は交付しないものとする。

5 補助金は次に掲げる全ての条件を満たす場合に交付するものとする。

- (1) 民泊等施設の運営が原則として有償で行われ、かつ継続性のあること。
- (2) 補助事業完了後、最低5年以上民泊等施設の運営を行うこと。
- (3) 補助事業完了後5年間は、各年度の事業の状況について市長に求められた場合、事業状況報告書を提出すること。
- (4) 補助事業実施に必要な関係法令に規定する許認可等を得ていること又は得る予定であること。また、施設整備、運営等に関して関係法令を所管する官庁等と協議し、必要な手続き・基準等を満たすこと又は満たす予定であること。
- (5) 補助事業は、交付決定年度内に完了するものであること。
- (6) 新たに民泊等施設の運営を開始する予定として交付決定を受けた場合、交付決定年度内に宿泊者への施設提供を開始する補助事業であること。交付決定年度内に事業実施に必要な許認可等を得ることができない場合、補助金は交付しないものとする。
- (7) 遊休施設を民泊等施設とする場合、建設当初又は改修時に助成金等の交付を受けている場合は、財産処分等規定された手続きが終了又は終了見込みであること。
- (8) 補助事業が、宗教活動、政治活動でないこと。
- (9) 補助事業が、社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴うものでないこと。

(交付申請)

第5条 補助金の交付申請は、別表の第5欄に掲げる日までに市長に提出しなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定)

第6条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第11条第3号の市長が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する場合以外の場合とする。

(承認を要しない場合)

第8条 規則第12条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更
- (2) 補助事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

2 第5条の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に依じて、当該各号に定める日までにしなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から10日を経過する日と当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号又は第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(その他)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年11月22日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

| 補助事業 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助限度額 | 申請時期 |
|-------------------------|------------------|--|--------------------|-----------------------|
| 魅力ある体験型 宿泊施設整備事 業 | 宿泊事業者 民泊推進協議会 | <p>農山村地域における自然・伝統等の体験を提供する民泊等施設の整備に要する経費</p> <p>〔 宿泊者が利用する浴室、台所、トイレ、洗面室等の改修及び施設のバリ アフリー化等に要する経費 〕</p> <p>※1 申請当たりの補助対象経費が10万円未満の事業は対象外とする。</p> <p>※増改築、改修により施設の魅力が高まる整備事業でなければならない。</p> <p>※第2条の交付目的を達するため、滞在エリア内で複数の民泊等施設を整備する必要がある場合、1件の補助事業とすることができる。</p> <p>※専ら施設所有者及び従事者の居住・宿泊等に要する部分に係る経費は対象としない。</p> <p>※事業実施主体に係る運営費等の経常的経費、施設の維持管理費は対象としない。</p> | 1 事業者あたり 上限30万円 | 補助事業着 手の30日前 まで |